



医療費助成制度のお知らせ



問い合わせ 年金・長寿医療グループ (☎852137)

医療費助成は、医療費の自己負担を軽減する制度です。

助成要件に該当する方には受給者証を交付いたしますので、年金・長寿医療グループまたは各支所で申請してください。

なお、令和5年7月31日現在で受給資格をお持ちの方には、受給要件を確認した上で、令和5年8月1日からの新たな受給者証を郵送しています。届いていない場合は問い合わせください。

受給者証の利用について

- 医療費が高額となることが見込まれる場合は、加入している健康保険から『限度額適用認定証』の交付を受け、保険証・受給者証と一緒に病院の窓口へ提示してください。
- 学校や保育所などで負傷した際に別の給付が適用される場合、受給者証は使用できませんのでご注意ください。

	① 重度心身障害者医療費助成制度	② ひとり親家庭等医療費助成制度	③ 子ども医療費助成制度
（全ての要件を満たす方）	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に住民登録があり健康保険に加入していること ○主たる生計維持者の所得が制限額以内であること ○次のいずれかの障がいがあること <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けており『身体障害者障害程度等級表』の1級、2級または3級の内部障害（心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害のみ）に該当する方 ・知的障がいがあり、A判定の療育手帳の交付を受けている方、またはIQが50以下と判定（診断）されている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害等級の1級に該当する方 <p>※65歳以上の方は、後期高齢者医療制度への加入が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に住民登録があり健康保険に加入していること ○主たる生計維持者の所得が制限額以内であること ○次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭などで20歳未満の子どもを扶養または監護している保護者 ・上記に該当する保護者に扶養・監護されている20歳未満の子ども、または両親の死亡などにより他の家庭に扶養されている20歳未満の子ども 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に住民登録があり健康保険の被扶養者として加入していること ○主たる生計維持者（保護者）の所得が制限額以内であること ○満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの子ども <p>※令和5年8月1日から、課税世帯の中学生、高校生世代の方の入院医療費、指定訪問看護療養費が、新たに助成対象となりました。</p>
自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳未満または住民税非課税世帯…初診時に一部負担金（医科580円、歯科510円、柔道整復270円）のみ ○上記以外…1割負担 ※精神障がいのある方の入院は対象になりません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳未満または住民税非課税世帯…初診時に一部負担金（医科580円、歯科510円、柔道整復270円）のみ ○上記以外…1割負担 ※保護者は入院と指定訪問看護にかかる医療費のみ助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳未満または住民税非課税世帯…初診時に一部負担金（医科580円、歯科510円）のみ ○上記以外…1割負担 ※課税世帯の小学生・中学生・高校生世代は、入院医療費と指定訪問看護療養費のみ助成。
	<ul style="list-style-type: none"> ○上限額について 通院は月額18,000円(年額144,000円)、入院は月額57,600円(多数回該当の場合44,400円)です。 ○指定訪問看護について 1割負担（上限額は、非課税世帯が月額8,000円、課税世帯は月額18,000円（年額144,000円））です。 		
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険証 ○障がいの程度がわかる手帳または判定（診断）書 ○主たる生計維持者、および申請者の所得課税証明書（公簿確認ができる場合は不要） 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険証 ○戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） ○主たる生計維持者の所得課税証明書（公簿確認ができる場合は不要） 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険証 ○主たる生計維持者の所得課税証明書（公簿確認ができる場合は不要）